

認定こども園あいいくの丘管理運営規則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人竹山愛育会が運営する幼保連携型認定こども園あいいくの丘（以下「本園」という。）の管理運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的)

第2条 本園は、幼保連携型認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本園は、生涯にわたり人間として生きていくための基礎になる力を培う大切な幼児期において、こども園教育・保育要領のねらいに沿って一人ひとりの子どもの育ちを大切に、幼児期に相応しい環境のなか、「遊び」を通して発達や学びの連続性を踏まえた保育教育を行い、生きる力（知・徳・体のバランスのとれた力）の基礎を育む。また、子ども一人ひとりを尊重し、安心感や自尊感情を大切に、自己肯定感を持ち、他者への思いやりの心を育てる。

(名称及び所在地)

第4条 本園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 幼保連携型認定こども園あいいくの丘
- (2) 所在地 兵庫県丹波市市島町中竹田3733番地6

(入園資格)

第5条 本園に入園することのできる者は、当該年度4月1日現在、満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

(提供する教育・保育内容)

第6条 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、その他の関係法令を遵守し、幼稚園教育要領（平成29年告

示)、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年告示）、保育所保育指針（平成 29 年告示）に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

- 2 教育・保育内容、給食及び健康管理については、児童の年齢、発達に応じて教育・保育課程に基づき教育・保育計画を立てて実施する。
- 3 通常提供する教育・保育のほかに以下の教育・保育を行う。
 - (1) 延長保育 2・3号認定子どもの早朝・延長の保育。
 - (2) 幼稚園型一時預かり保育 1号認定子どもの教育標準時間の前後または長期休業中の預かり保育。
 - (3) 一般型一時預かり保育 休職活動や病気、冠婚葬祭など保育が家庭で困難となった場合の預かり保育。
 - (4) 病児保育 教育、保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、入園児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭に対する相談支援を実施する。
 - (5) 特別支援保育 要特別支援児の保育。

（子育て支援）

第7条 本園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便りなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

- 2 本園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。
 - (1) 子育て相談事業
 - (2) 乳幼児子育て応援事業
 - (3) わくわく保育所開設事業
 - (4) まちの子育てひろば

（職員の職種、員数及び職務内容）

第8条 本園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の種類、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 園長 1人
園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行なう。
- (2) 副園長 1人
副園長は、園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。園長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。但し、副園長の設置は必須条件とはしない。
- (3) 主任（主幹）保育教諭 2人

主任（主幹）保育教諭は、園務を補佐し、保育教諭を統括する。なお、副園長が兼務することもある。

(4) 保育教諭 15人以上

保育教諭は、教育課程及び保育過程に基づき、園児に教育・保育を一体的に実施する。必要に応じて副主任及び技術指導担当者（リーダー・サブリーダー）を置くことができる。

(5) 管理栄養士 1人

管理栄養士は、食育計画・献立作成、園児のアレルギー管理指導、衛生管理、食育指導等、及び給食業務に従事する。

(6) 調理師 2人以上

調理師は、調理・給食業務に従事する。

(7) 看護師 1人

看護師は、健康、安全に関する園務を整理し、園児の健康管理及び職員の健康指導、健康相談を行うとともに、感染症等保護者への周知・指導・相談を行う。

(8) 事務職員 1人以上

事務職員は、本園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

(9) 嘱託医師 1人

嘱託医師は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(10) 嘱託歯科医師 1人

嘱託歯科医師は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(11) 嘱託薬剤師 1人

嘱託薬剤師は、本園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

2 前項に定めるもののほか必要に応じ、その他の職員を置くことができる。

(学年及び学期)

第9条 本園の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとし、学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から 8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

(教育・保育の提供を行う日)

第10条 本園の、教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日まで、及び伝染病

又は非常災害時等、園長が理事長と協議し休園が妥当と認める日を除く。

- 2 1号認定の子どもへの教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。ただし、卒園式、入園式等の兼ね合いにより変更することがある。

- (1) 土曜日
- (2) 夏季休業日 8月 1日から8月31日まで
- (3) 冬季休業日 12月29日から翌年1月5日まで
- (4) 春季休業日 3月24日から4月5日まで

(教育・保育を提供する時間)

第11条 本園が教育・保育を提供する時間は、午前7時から午後6時までの11時間を原則とする。但し、事情のある保護者の申し出により、午後7時まで延長して保育することができる。

2 教育・保育時間は、以下のとおりとする。

- (1) 教育標準時間 午前8時から午後2時までの6時間以内
- (2) 保育短時間 午前8時から午後4時までの8時間以内
- (3) 保育標準時間 午前7時から午後6時までの11時間以内
(但し、土曜日は午前8時から午後5時までの9時間以内とする)

(利用料その他の費用等)

第12条 本園の利用者負担額(保育料)は、丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成26年12月24日交付)に定める基準により徴収する。なお、丹波市以外に居住する者にあつては当該地域の算定基準に準じた額とする。

2 第1号に定める利用者負担額その他、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年10月17日交付)第13条第4項に基づき、経費として以下の額を別途徴収することができる。

- (1) 1号認定 主食費 月額 500円
副食費 月額 3,200円
- (2) 2号認定 主食費 月額 500円
副食費 月額 4,500円

(土曜日保育は一時預かり事業に準ずる)

(3) 各月の欠食日数が当該月の給食実施日数の3分の2を超えた場合は、前各号の給食費の2分の1以内を減額することができる。

3 特別保育(早朝・延長保育事業、一時預かり事業)に要する利用者負担額については別に定める。(別紙 1)

4 園児の送迎及び園外保育用の通園バスの利用料は、通園バス管理運行規程に定めたとおりとする。

5 施設利用料の納付は、当月分を毎月25日に本園の指定した金融機関の口

座に振込んで支払う。ただし、特別保育に係る費用は別に徴収する。

6 既納の施設利用料は返還しない。

(利用定員)

第13条 園児の定員は、1号認定25名、2号認定及び3号認定110名とする。内訳は概略以下のとおりとする。

1号認定は、3歳児10名、4歳児7名、5歳児8名

2号認定は、3歳児20名、4歳児23名、5歳児23名、

3号認定は、0歳児7名、1歳児14名、2歳児23名

2 前項に関わらず入園待機児童解消のため、児童福祉施設最低基準を満たす範囲内において、上記定員を超えて受け入れることができる。

3 このほかに、一時的保育利用児童の定員は、1日につき概ね5名とする。

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

第14条 本園は、丹波市から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号認定子どもから本園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除きこれに応じる。

(1) 利用定員に空きがない場合

(2) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合

(3) 入園希望者に特別な事情があると認められ、園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

2 1号認定子どもが定員を上回った場合は、以下の順に沿った選考基準により入園を決定する。

(1) 丹波市が定める来年度入園申込受付期間内の申込者を最優先する。

(2) 来年度入園申込受付期間内で希望者が定員を上回った場合は、次の順で選考する。

①入園希望児が前年度より本こども園の在園児である。

②入園希望児の兄弟姉妹が前年度より本こども園の在園児である。

③竹田・前山小学校区に住所がある申込者を優先する。

④同居親族に関係なく一人親である。

⑤保護者(父母)以外で自宅保育が可能な親族(祖父母等)がない。

⑥保護者(父母)以外で自宅保育が可能な親族(祖父母等)が高齢又は病気である。

⑦ ①から⑥で決められない場合は抽選による選考とする。

3 2号認定及び3号認定子どもについては、支援法第42条の規定により、丹波市が行った利用調整により本園の利用が決定されたときは、これに応じる。

4 本園の利用開始にあたり、あらかじめ利用申込者(保護者)に本規則の概要等、利用申込者(保護者)の選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、入園契

約を締結する。

- 5 退園又は休園しようとする1号認定子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。
- 6 本園の利用2号認定及び3号認定子どもが、次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。
 - (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、丹波市が利用を取り消したとき。
 - (2) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申し出があったとき。
 - (3) 丹波市が本園の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4) 正当な理由なく保育料を3ヶ月以上滞納したとき。
 - (5) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(終了)

第15条 園長は、園児が全課程を終了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

(緊急時における対応方法)

第16条 本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、嘱託医師又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、保護者及び丹波市担当課に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第17条 本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第18条 本園は、子どもの人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 同条第1項第2号における虐待等の行為とは、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年5月24日法律第82号)第2条児童虐待の定義に規定する

行為をいう。

- 3 本園は、保育・教育の提供中に、本園の職員又は養育者（保護者等園児を現に養育するもの）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、丹波市担当課・児童相談所等適切な機関に通告する。

（苦情対応）

- 第 19 条 本園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。
- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
 - 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

（安全対策と事故防止）

- 第 20 条 本園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。
- 2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
 - 3 本園は、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成 23 年・雇児保発 0317 第 1 号）に則り、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応に努める。
 - 4 本園は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
 - 5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、丹波市にも報告する。

（健康管理・衛生管理）

- 第 21 条 本園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施する。
- 2 本園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

（保護者に対する支援）

- 第 22 条 本園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。
- 2 本園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に

配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(業務の質の評価)

第 23 条 本園は、教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。

- 2 保育教諭等の自己評価については、年 1 回は行い、管理職との面談に用い、自己研鑽に供するよう努める。

(秘密の保持)

第 24 条 本園は、業務上知り得た園児及び利用者とその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、秘匿しなければならない。ただし、園児または第三者の生命、身体等に危険がある等正当な理由がある場合、正当な権限を有する者が書面により提示した場合に限り第三者に開示することができる。

- 2 職員は、業務上知り得た園児及び利用者、またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するものとする。
- 3 本条については、その他個人情報保護法に準じた対応をするものとする。

(記録の整備)

第 25 条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|--------------------------|-------|
| (1)教育・保育の実施に当たっての計画 | 3年間保存 |
| (2)提供した教育・保育に係る提供記録 | 3年間保存 |
| (3)丹波市への通知に係る記録 | 5年間保存 |
| (4)支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 | 3年間保存 |
| (5)事故の状況及び事故に際して採った処置の記録 | 5年間保存 |
| (6)認定こども園こども要録 | |

当該園児が小学校を卒業するまでの間保存

(学籍に関する記録については 20 年間保存)

- (7)児童票は必要に応じて記録する

(その他)

第 26 条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改正)

第 27 条 この規則の改正は、理事会が行なう。

附 則

1. この規則は、平成 26 年 12 月 11 日に制定し、平成 26 年 4 月 1 日から遡及施行する。
1. この規則は、平成 26 年 3 月 20 日に一部改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規則は、平成 28 年 5 月 25 日に一部改正し、平成 28 年 4 月 1 日から遡及施行する。
1. この規則は、平成 29 年 3 月 24 日に一部改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規則は、平成 29 年 12 月 15 日に一部改正し、平成 29 年 12 月 15 日から施行する。
1. この規則は、平成 31 年 1 月 28 日に一部改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規則は、令和元年 9 月 12 日に一部改正し、令和元年 10 月 1 日から施行する。
1. この規則は、令和 2 年 3 月 19 日に一部改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第12条第3項に規定する、特別保育に要する利用者負担額については、以下の各号のとおりとする。

(1) 早朝・延長保育事業（2・3号認定）

・保育短時間

第11条第2項第2号に定める保育時間を超えて保育をした園児に係る利用料については、300円とする。

・保育標準時間

第11条第2項第3号に定める午後6時を超えて保育した園児に係る利用料については、300円とする。

(2) 一時預かり事業（幼稚園型）

第11条第2項第1号に定める教育時間を超えて保育をした園児に係る利用料また土曜日及び長期休業中に保育をした園児に係る利用料は、以下のとおりとする。

・7時から8時まで／14時から19時まで 1時間毎に300円

ただし、17時以降は1時間毎に1,000円

・第10条第2項各号に定める日（8時から16時）

1日2,400円 半日1,200円 1時間300円

・食事代200円（うち補助食50円）、おやつ代50円（利用の場合のみ）

(3) 一時預かり事業（一般型）

一時預かり事業により保育した子どもに係る利用料については以下のとおりとする。

・0から2歳児 1日3,200円 半日1,600円 1時間400円

ただし、8時以前／17時以降は1時間毎に1,000円、
16時から17時までは1時間毎に500円

・3から5歳児 1日2,400円 半日1,200円 1時間300円

ただし、8時以前／17時以降は1時間毎に1,000円、
16時から17時までは1時間毎に400円

・食事代200円（うち補助食50円）、おやつ代50円（利用の場合のみ）

※ 年齢は、当該年度の4月1日の年齢とする。

※ 1日は8時から16時までとする。（詳細は一時保育契約書に記載する）

※ 上記利用者負担額は、周辺のこども園と調整のうえ、理事長が定める。